

荒川水系（埼玉県域）大規模氾濫に関する減災対策協議会規約（案）

（名称）

第1条 この会議は、「荒川水系（埼玉県域）大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

2 協議会は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9の規定に基づき設置する。

（目的）

第2条 協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、河川管理者、県、市町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、荒川水系（埼玉県域）において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。

四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

（会議の公開）

第5条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

（協議会資料等の公表）

第6条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、

公表するものとする。

(事務局)

第7条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所防災情報課で行う。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第9条 本規約は、平成28年5月31日から施行する。

本規約は、平成30年5月22日に改正する。

さいたま市長
川越市長
熊谷市長
川口市長
行田市長
加須市長
東松山市長
春日部市長
羽生市長
鴻巣市長
深谷市長
上尾市長
草加市長
越谷市長
蕨市長
戸田市長
朝霞市長
志木市長
和光市長
新座市長
桶川市長
久喜市長
北本市長
八潮市長
富士見市長
三郷市長
蓮田市長
坂戸市長
幸手市長
鶴ヶ島市長
吉川市長
ふじみ野市長
白岡市長
伊奈町長
三芳町長
毛呂山町長
越生町長
川島町長
吉見町長
鳩山町長

寄居町長

宮代町長

杉戸町長

松伏町長

埼玉県 危機管理防災部長

埼玉県 県土整備部長

気象庁 熊谷地方気象台長

独立行政法人水資源機構 荒川ダム総合管理所長

独立行政法人水資源機構 利根導水総合事業所長

国土交通省関東地方整備局 荒川上流河川事務所長

国土交通省関東地方整備局 荒川下流河川事務所長

国土交通省関東地方整備局 二瀬ダム管理所長